

○沖縄大学学位に関する規程

(2005年 2月25日制定)

改正 2012年 1月25日

2019年 1月30日

2020年 1月29日

(趣旨)

第1条 この規程は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条、沖縄大学学則(以下「大学学則」という。)第39条及び沖縄大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第23条第3項の規定に基づき、本学が授与する学位について必要な事項を定めることを目的とする。

(学位)

第2条 本学において授与する学位は、学士及び修士とする。

(学士)

第3条 本学学部の課程を修了した者には、大学学則第39条の定めるところにより学士の学位を授与する。

2 学士の学位記は、卒業した学部・学科に対応して次のように記載するものとする。

経法商学部 経法商学科	学士(経法商)
人文学部 国際コミュニケーション学科	学士(国際コミュニケーション)
福祉文化学科	
社会福祉専攻	学士(社会福祉)
健康スポーツ福祉専攻	学士(健康スポーツ福祉)
こども文化学科	学士(こども文化)
健康栄養学部 管理栄養学科	学士(栄養学)

(学士の学位記の授与)

第4条 学長は、各学部長の報告に基づき、学位授与の可否を決定し、所定の学位記を授与する。

(修士)

第5条 本学大学院の課程を修了した者には、大学院学則第23条の定めるところにより修士の学位を授与する。

2 修士の学位記は、修了した専攻に対応して次のように記載するものとする。

現代沖縄研究科 地域経営専攻	修士(地域経営)
沖縄・東アジア地域研究専攻	修士(地域研究)

3 学位論文の提出及び審査等については、別に定める。

第3編 学務 (沖縄大学学位に関する規程)

(修士の学位記の授与)

第6条 学長は、研究科長の報告に基づき、学位授与の可否を決定し、所定の学位記を授与する。

(学位の取消)

第7条 学士または修士の学位を授与された者が、不正の方法等により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学士は学部教授会、修士は研究科委員会の議を経て、学位の授与を取り消し、学位記を返還させる。

(学位の名称使用)

第8条 学士または修士の学位を授与された者が、学士または修士の学位の名称を用いるときは、沖縄大学と付記するものとする。

(学位記の様式)

第9条 学位記の様式は、学士にあつては、別記様式第1号、修士にあつては、別記様式第2号のとおりとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、大学協議会の議を経て、全学教員会議において行う。

附 則

この規程は、2005年4月1日より施行する。

附 則 (2012年1月25日改正)

この規程は、2012年4月1日より施行する。

附 則 (2019年1月30日改正)

この規程は、2019年4月1日より施行する。

附 則 (2020年1月29日改正)

この規程は、2020年4月1日から施行する。(第3条改正)